

周南市相談支援専門員研修支援事業費補助金交付要綱をここに定める。

周南市長 藤 井 律 子

## 周南市相談支援専門員研修支援事業費補助金交付要綱

### (総則)

第1条 この要綱は、相談支援専門員の確保を図るため、相談支援専門員研修の受講に要した経費に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて周南市補助金等交付規則（平成15年周南市規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内で次に掲げるサービスのいずれかを提供する法人をいう。
  - ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第19項に規定する相談支援のうち、地域相談支援及び計画相談支援
  - イ 法第77条の2に規定する基幹相談支援センター
  - ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援
- (2) 相談支援専門員研修 相談支援専門員に必要な専門的知識及び技術・技能の習得を図る研修のうち次に掲げるものをいう。
  - ア 相談支援従事者研修事業実施要綱（平成18年4月21日付け障発第0421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の規定に基づく現任研修
  - イ 相談支援従事者主任研修事業実施要綱（平成31年3月28日付け障発0328第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の規定に基づく主任研修
  - ウ 相談支援従事者研修事業実施要綱の規定に基づく初任者研修
- (3) 従事者 事業者には雇用されている職員をいう。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象者（以下「申請者」という。）、対象となる経費、補助金の額及び補助金の交付の条件は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付申請は申請者が行うものとし、交付申請書及びその添付書類は、相談支援専門員研修支援事業費補助金交付申請書（法人用）（別記様式第1号）又は相談支援専門員研修支援事業費補助金交付申請書（個人用）（別記様式第2号）（以下これらを「交付申請書」という。）のとおりとする。

2 交付申請書は、市長が別に指定する日までに提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第5条 市長は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは、規則第6条に規定する補助金の交付決定を規則第17条に規定する額の確定と併せて行い、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 規則第16条の規定による実績報告は、第4条の交付申請書の提出をもって報告があったものとみなす。

(補助金の支払方法)

第7条 市長は、第5条に定める補助金の額を確定した後に、その補助金を申請者に対して支払うものとする。

2 申請者は、補助金の支払を受けようとするときは、規則に定める請求書を提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| 対象者 | 補助対象経費           | 補助金の額                    | 交付の条件                      |
|-----|------------------|--------------------------|----------------------------|
| 事業者 | 事業者が相談<br>支援専門員研 | 従事者1人当たり<br>20,000円（ただし、 | 次の各号に掲げる条件を全て満<br>たすものとする。 |

|            |  |   |  |
|------------|--|---|--|
|            | <p>修の研修実施機関に直接支払った受講経費</p>             | <p>他の助成を既に受けている場合は、その額を補助対象経費から控除した額と 20,000 円のいずれか低い額。また、1 円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額とする。) を上限とし、予算の範囲内で交付する。</p>   | <p>(1) 当該従事者と直接雇用規約を締結していること。</p> <p>(2) 当該従事者が、研修実施機関が発行する修了証明書の交付を受けていること。</p> <p>(3) 受講する研修の種類に応じ、以下のいずれかの条件を満たすこと。</p> <p>ア 現任研修又は主任研修<br/>当該従事者が、研修開始時点で相談支援専門員として就労していること。</p> <p>イ 初任者研修 当該従事者が、研修開始時点で相談支援専門員以外の職種として就労しており、かつ、補助金申請時点で相談支援専門員として就労していること。</p> |
| <p>従事者</p> | <p>従事者が相談支援専門員研修の研修実施機関に直接支払った受講経費</p> | <p>20,000 円（ただし、他の助成を既に受けている場合は、その額を補助対象経費から控除した額と 20,000 円のいずれか低い額。また、1 円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額とする。) を上限とし、予</p> | <p>次の各号に掲げる条件を全て満たすものとする。</p> <p>(1) 研修開始時点で市内に住所を有すること。</p> <p>(2) 市税の滞納がないこと。</p> <p>(3) 研修実施機関が発行する修了証明書の交付を受けていること。</p>  |

|  |  |                    |   |
|--|--|--------------------|---|
|  |  | <p>算の範囲内で交付する。</p> | <p>(4) 受講する研修の種類に応じ、以下のいずれかの条件を満たすこと。</p> <p>ア 現任研修又は主任研修<br/>研修開始時点において、市内の相談支援事業所又は基幹相談支援センターに相談支援専門員として就労していること。</p> <p>イ 初任者研修 補助金申請時点において、市内の相談支援事業所又は基幹相談支援センターで3か月以上の就労が継続しており、引き続き就労する見込みであること。</p> |
|--|--|--------------------|---|